

経理適正化外部委員会 会議録

1 日 時 平成21年8月21日(金) 午前10時30分から午前11時35分まで

2 場 所 愛知県議会議事堂1階ラウンジ

3 出席者 ○経理適正化外部委員会(敬称略)

委員長 山田 靖典<弁護士>

委員 前川 三喜男<公認会計士>

委員 村松 豊久<弁護士>

○経理適正化推進チーム

座長 副知事 西村 眞

構成員 総務部長 島田 孝一

構成員 会計管理者 河村 敏文

構成員 人事担当局長 原田 泰

○経理適正化推進チーム幹事会

幹事長 総務部次長 中西 肇

幹事 出納事務局次長 松原 新一

○事務局

人事課長 小椋 雅

人事課監察室長 篠田 信示

総務課長 平松 直巳

総務課主幹 田中 正剛

出納事務局調達課長 平松 正幸

出納事務局管理課主幹 坂野 監治

出納事務局調達課主幹 大竹 哲夫

4 傍聴人 3名

5 発言内容

小椋人事課長

時間がまいりましたので、ただいまから「経理適正化外部委員会」の平成21年度第1回会議を開催させていただきます。

なお、本日の会議はすべて公開となっておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

本日は、お忙しい中を、委員長の山田先生を始め、前川先生及び村松先生に御出席をいただきお礼申し上げます。

それでは、開会に当たり、西村副知事からごあいさつを申し上げます。

西村副知事

おはようございます。

大変お忙しい中を、委員会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

昨年度、先生方には、本県の不適正な経理処理に係る全庁調査、改善・再発防止策、そして責任のあり方に至るまで、大変貴重な御助言、御提言をいただきました。

おかげをもちまして、2月に公表をいたしました「不適正な経理処理に関する全庁調査報告書」を取りまとめることができましたわけでございまして、改めて感謝申し上げます次第であります。

本年度、私どもは、県民の皆様方の信頼回復に向けまして、昨年度策定いたしました改善・再発防止策に、全庁を挙げて取り組んでいるところですが、先生方におかれましては、改善・再発防止策のために、客観的かつ公正なお立場から御検証をいただきたいと存じます。

また、先生方には、本年度、県で実施しておりますコンプライアンス研修の講師をお願いし、貴重な御講義を賜っておりますことを、心から厚く

御礼申し上げる次第であります。

本日の会合であります。本年度第1回目でございます。ただ今申し上げます改善・再発防止策の進捗状況のほか、先日公表をいたしました職員からの返還金の状況等についても報告させていただき予定としておりますが、この返還金につきましては、おかげをもちまして、目標額の2億5千万円を大きく超える4億2千万円が集まりまして、8月17日に県へ納入させていただきました。

誠にありがとうございました。

委員の先生方におかれましては、本県の経理適正化のために、本年度1年間、引き続き御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、私からのあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

小椋人事課長

続きまして、山田委員長からごあいさつをいただきたいと存じます。

山田委員長

「経理適正化外部委員会」の委員長の山田靖典でございます。

委員会を代表して、一言ごあいさつを申し上げます。

愛知県の不適正経理問題につきましては、昨年秋から連日、マスコミ、メディア等で報道され、県民の皆様も大変憂慮され、御心配をいただき、批判をいただきました。

それを受けとめ、県では外部委員会を設置されました。

10月31日から作業を開始し、本年2月25日に至るまで、毎週1回のペースで合計17回の会合を重ねてまいりました。

県に対しても率直にものを申し上げ、日程を切って作業を進めるようお願いし、ほぼそれが履行されました。

その中で重要なことは3点ありまして、一つ目は物品調達の集約化・拠点化を図ること、二つ目は監察局を設け抜き打ち検査を行うこと、それから三点目は現実に損失が発生した問題については県民の税金に転嫁することなく県の職員において自主的に返納されたいということ、この3点を申し上げてまいりました。

それらが、本年3月から今月までの6か月にわたって、自浄作用を発揮し実施されてきました。

今日はその中間点だと思っております。

9月から来年2月に向けて後半を開始すべく、これは主として、われわれ外部委員が、これまで積み上げてきた県の自浄作用の実施について検証していき、チェックを行い、提言があれば追加していくことだと考えております。

それから、コンプライアンス意識の浸透、定着ということが重要でありますので、それについても、われわれ外部委員3名が手分けをして実施してまいりました。

コンプライアンス意識の浸透、定着、特にその中で公金についての意識を持つこと。

官民比較した場合に、その原資は、民間企業は出資金、営業利益等ありますが、愛知県においてはその主要な原資は税金であるため、これをおろそかに使うことはできないわけでありまして。

原資の官民の根本的な違いに重点を置いて、その取り扱いについては、コンプライアンス意識、法令遵守意識を浸透、定着させていく必要があります。

愛知県においては、末端隅々の職員に至るまで浸透させていかなければならないと思っております。

今後、県の取り組みについて、申し上げることがあるかも知れませんが、おおよそ私どもが提言したことが実施に移されつつあります。

それをわれわれが、9月から2月にかけて、後半戦と位置づけ、検証していきたいと考えておりまして、県としてがんばってもらいたいと思います。

小椋人事課長

ありがとうございました。

それでは、これからの会議の進行を山田委員長にお願いしたいと存じます。

山田委員長

それでは、会議の次第に従って進行してまいります。

次第の3、不適正経理に係る改善・再発防止策の進捗状況について、説明をお願いします。

篠田監察室長

不適正経理に係る改善・再発防止策につきまして、本年7月末現在の進捗状況を説明させていただきます。

まず、配布資料の1ページをご覧ください。

昨年度、当外部委員会の御意見をいただいて取りまとめました「不適正な経理処理に関する全庁調査報告書」に掲載した改善・再発防止策につきまして、本年7月末現在の進捗状況を1枚にまとめたものであります。

①の職員の意識改革として、人事課による研修の充実など5項目、②物品調達体制の見直しとして、物品調達体制の拠点化など7項目、③予算執行等の見直しとして、当初予算の事務費の各部局への配当など5項目、④内部統制の強化として、監査委員の増員など4項目、⑤その他として、人事交流の促進など4項目、合わせて25項目の改善・再発防止策がございますが、現在までにこれらのすべてについて着手をいたしております。

具体的な取組の状況につきましては、裏面の2ページをご覧ください。

この資料の左から中央に掲げた内容につきましては、昨年度の全庁調査報告書に記載をいたしました改善・再発防止策であります。これらにつきまして、本年7月末現在における進捗状況を表の右部分にお示しております。

まず、①職員の意識改革であります。

5つの項目が示されておりますが、まず、1番目の人事課による研修の充実につきましては、昨年度まで実施しておりました「人事課倫理研修」を本年度から「コンプライアンス研修」に改称いたしまして、従来の不祥事防止など公務員倫理に関する内容に加え、幅広く法令遵守に関する内容を含んだ研修を実施しております。

お示したとおり、6月に各所属長を対象とする研修を実施するとともに、7月には各所属で職場研修を担当する職員を対象とした研修を実施いたしました。

また、9月には、各所属で現金や物品などの出納事務を担当する出納員の研修を実施することとしております。

これらの研修のうち、6月にはお忙しい中を山田先生に講師を務めていただきまして誠にありがとうございました。

また、9月に予定しております出納員対象の研修には、前川先生に講師を務めていただくこととしております。

よろしく願いいたします。

続いて、2番目の部局職場研修の支援につきましては、人事課と出納事務局の職員を研修の講師として派遣しておりまして、7月末までに計12回の研修に派遣しております。

次に、3番目の研修所研修の充実については、本県の自治研修所におきまして、毎年、新規採用職員から管理職に至る職員全般を対象とした階層別研修を実施しておりますが、これらの研修において、本年度からコンプライアンスの科目を新設し、講師についても、可能な限り外部の方をお願いすることといたしました。

6月に実施した中堅職員を対象とする研修においては、村松先生にお忙しい中、講師を務めていただきました。

誠にありがとうございました。

次に、4番目の出納事務局による研修の実施ですが、本年度から新たに、新任の出納員と財務会計担当者を対象とする研修を実施いたしました。

お示しした内容のとおり、4月と5月に不適正な経理処理の再発防止等を内容とする研修をそれぞれ実施いたしました。

続いて、5番目の公益通報制度の職員への周知徹底ですが、法令に違反する行為を防止するため、平成18年4月から設けております公益通報制度につきまして、先程申し上げましたコンプライアンス研修と部局研修で周知徹底を図っているところであります。

続きまして、資料の3ページをご覧ください。

②物品調達体制等の見直しでありまして、1番目の「納品書の徴取、保存」以下7つの項目を掲げております。

項目の1から4の「納品書の徴取、保存」や「受領印の押印」などにつきましては、出納事務局の通知により、昨年11月から実施しております。

次に、項目の5「物品調達体制の拠点化」につきましては、別途説明させていただきますことから省略させていただきます。項目6の「契約制度の見直し」と項目7の「電子調達システムを用いたオープンカウンタの利用拡大」につきましては、本年4月から見直しを行ったところであります。

続きまして、資料の4ページをご覧ください。

③予算執行等の見直しでありまして、1番目の「執行における不測の事態への対応」以下の5項目ですが、予算の流用制度についての周知徹底や、本年度当初から年間予算の90%を配当するといった制度の充実などを、すでに実施しているところであります。

続きまして、資料の5ページをご覧ください。

④内部統制の強化であります。

項目1の「会計指導検査の強化」につきましては、本年度から、従来の検査内容に加え、業者の帳簿との照合を行うなど、検査内容の強化を図り、7月末までに41機関の検査を実施いたしました。

また、従来行っていなかった抜き打ち検査を本年度から行うこととし、7月末までに14機関の検査を実施したところであります。

続いて、項目2の「監査委員の増員」につきましては、本年4月から、新たに公認会計士の先生にご就任いただき、監査委員5名体制として体制の強化を図っているところであります。

次に、項目3の「監査委員事務局監査の強化と外部専門家との協働」につきましては、監査委員事務局監査の強化は昨年11月から実施しておりますが、外部専門家との協働については、現在、委託先となる監査法人等を選定しているところであります。

次に、項目4の「人事課による監察の強化」は、本年4月から人事課内に監察室を設置して取り組んでおりまして、本年7月末までに104の機関について、抜き打ちの監察を実施したところであります。

次に、資料の6ページをご覧ください。

⑤その他として、4つの項目をお示ししております。

項目1の「人事交流の促進」につきましては、本年度の人事異動から実施しているところでありまして、特に、同一の所属に長期間勤務している職員のうち、物品調達を担当者は3年で異動させるとともに、異動後は原則として2年間は経理事務に従事させないことといたしました。

次に、項目2の「諸基準の策定、見直し」につきましては、本年1月から被服等の貸与について、整理簿による管理を強化いたしました。

項目3の「改善策の効果の点検・確認」は、本年度、経理適正化推進チームによる点検・確認を行うとともに、当外部委員会におきまして、改善・再発防止策の検証を行っていただくこととしております。

最後になりますが、項目4の「国庫補助制度のあり方についての国への要望」につきましては、国庫補助事業の事務費に占める人件費の比率の弾力的な運用や、国庫補助対象となる経費の明確化などを国に要望しているところであります。

以上、不適正経理に係る改善・再発防止策の進捗状況について、説明させていただきました。

山田委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、委員から御質問はありますでしょうか。

前川委員

内部統制の強化のところですが、会計指導検査の強化ということで、業者帳簿との照合や抜き打ち検査などを既に実施中とのことですが、その実施過程において何か問題等は出ていないでしょうか。

松原出納事務局
次長

会計指導検査を強化いたしまして、新たに業者帳簿との照合や抜き打ち検査などを実施しておりまして、7月末現在で、抜き打ち検査を14機関、それ以外の検査を41機関、合計55機関について実施いたしました。

検査の具体的な内容については、業者帳簿との照合の他、物品の購入手続、納品検査、物品の交付が適正に行われているか、内部のチェック体制は機能しているか、現金収入の取扱いは適正かなどといったことを確認しました。

7月末までの状況であります。これまでのところ、不適正な経理処理に該当するものは認められませんでした。

また、物品の現物確認なども行っておりますが、特別に問題はありませんでした。

なお、帳簿の整理が不十分であったり、出納員の受け入れ印の漏れや、発注伺い文書への在庫数量の記載漏れなどが認められましたことから、その都度、直ちに是正するよう指導しております。

村松委員

改善・再発防止策については、25項目にわたってすべて実施をしているとのことですが、改善策について現時点で特に問題が出てきているのか、質問させていただきます。

二点目としまして、職員の意識改革が重要でありまして、時間がかかる項目かも知れませんが、現時点で、何らかの成果が上がっているのか、その具体的な進捗状況についてお尋ねします。

三点目として、より具体的な質問になりますが、内部統制の強化のところ、人事課による監察の強化ということで、すでに104機関の監察を実施済ということですが、実施済の結果について何か問題は出てきていないのか、以上3点について質問します。

篠田監察室長

一点目の25項目の実施についての問題点ではありますが、25項目すべ

てについてすでに着手済であります。

基本的には、順調に進んでいると認識しております。

二点目の職員の意識改革の成果につきましては、所属長から職員に至るまでの研修の実施や、物品担当者に対しましても出納事務局で実施しており、概ね職員の意識については変わってきていると思っておりますが、一朝一夕にすべての意識が変わることはなかなか難しいこともありますので、地道に何度も繰り返し研修を実施していく必要があると考えております。

また、各部局にも機会をとらえて研修を実施するようにお願いしております。

三点目の104機関に対する監察の結果につきましては、監察は、原則として抜き打ちで実施しておりますが、監察の具体的な内容としては、従前からの服務規律に関する監察と併せて、コンプライアンス意識の徹底を図ることを実施しております。

具体的には、物品購入事務が適正に実施されているか、関係書類により確認しております。

7月末までの監察結果といたしましては、先ほど出納事務局から報告がありましたとおり、特段大きな問題はありませんでした。

しかしながら、納品書の余白に受領印が押されていなかったり、物品を購入する際の発注伺い文書に在庫数量が記載されていない例が一部見受けられましたので、早急に改善するよう現場で指導したところであります。

山田委員長

改善・再発防止策の進捗状況の資料の構成としては、1ページ目がサマリーで2ページから6ページが各論ということになっております。

2ページの職員の意識改革の項目で、1の人事課による研修の充実として、コンプライアンス研修と題して、公務員倫理を含め幅広く法令遵守に関する研修を実施し、今後も順次実施していくとのことであります。

この1の改善・再発防止策のところ、※として、外部講師の積極的活用ということで、私どもが提言したことであり、それがここに導入されております。

これは、県庁の常識は世間の非常識といったことを払拭するための提言をすでに実施しているわけで、前向きな姿勢だと思います。

また、資料5ページの内部統制の強化の抜き打ち検査の実施については、二つに分かれており、一つは1の会計指導検査で14機関を抜き打ちで実施し、もう一つが4の人事課による監察であり、監察室を設置して104機関を実施したとのことですが、私どもは、当局からいつどの機関の抜き打ち検査を行ったかについて表の提供を受けていますが、今後の検査のスケジュールの関係もあるため、この表は非公開としたいと思います。

また、ここからが外部委員会からの要望ですが、抜き打ち検査については年度内ではなく、できる限り12月までに100%の達成率に近づけてもらい、1から3月はそれを集約して検証するというところで、スピードアップの努力をぜひともお願いします。

山田委員長

それでは次に、もう一つの大きなテーマであります地方機関における物品調達体制の拠点化について、説明をお願いします。

松原出納事務局
次長

7ページをご覧くださいと思います。

地方機関における物品調達体制の拠点化につきまして、資料に基づき説明させていただきます。

まず1の「業務開始日」につきましては、予定どおり7月1日より業務

を開始しております。

2の「業務処理体制」の、まず(1)ですが、4月1日に出納事務局に調達課を新たに設置しまして、従前から行っておりました本庁の物品調達に、地方機関の物品調達を加えまして、その地方機関分について、尾張・西三河・東三河の三つの物品グループでもって事務を行っております。

(2)の調達拠点及び納品検査拠点でございますが、表の左に記載の調達拠点は、先ほどの3グループによります3拠点でもって、契約と納品検査の両方を行っております。

さらに納品検査につきましては、右に記載の納品検査拠点、師勝保健所を始め、全部で8か所ございますが、こちらにおいても納品検査を行っております。

なお、調達拠点と納品検査拠点の位置等を、その下の愛知県地図に示させていただきます。

続きまして、右側をご覧いただきたいと思います。3の「業務内容等」でございます。

(1)ですが、拠点の対象となる地方機関は県立学校を含む290機関でございます。

(2)ですが、対象となります契約は備品や消耗品等の物品の購入契約でございます。

なお、その下の※に記載してございますように、高度な専門知識が必要な薬品等や、生鮮食料品のように地方機関に直接納める必要があるものなどについては、各地方機関で直接調達を行っております。

(3)ですが、地域活性化のため、地方機関と取引のある事業者の方の受注機会の確保に努めております。

続いて、4のこれまでの主な業務実績等ですが、(1)の説明会の開催ですが、ここに記載のとおり、地方機関と事業者の方にそれぞれ説明会を開催いたしました。

(2)の7月の1か月間の調達実績ですが、地方機関からの購入依頼が3拠点合計で3,283件ございまして、そのうち契約が完了したものが1,967件で額は64百万余円、納品済が882件で24百万余円でございます。

なお、調達した主なものを表の下に記載させていただきました。

また、これとは別に、地方機関で共通してたくさん購入するものについて、単価契約を6品目、33契約行いました。

(3)のその他ですが、関係する財務規則等の規定の整備を行いました。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく申し上げます。

山田委員長

ありがとうございました。

この資料は、実績部分を除けば、本年5月22日にプレスリリースされた記者発表資料とほぼ同じものですね。

平松調達課長

そうです。

山田委員長

6月10日からの事業者説明会で、事業者の方からはどのような要望がありましたか。

平松調達課長

事業者の方からの要望ですが、納品検査の回数に対する要望や、併せてコストなどの問題があがっております。

山田委員長

これは痛みを伴う改革なので、厳正を期すということについては、業者

の方の協力もいただき、コストの問題も乗り越えなければならない。
趣旨を説明して御理解を得ているということでしょうか。

平松調達課長 趣旨を徹底して御理解を得ることもそうですが、コストアップの分につきましては単価等に含めることで説明しています。

山田委員長 5月22日のプレスリリースのペーパーとは若干構成が異なりますが、立てている計画どおり進んでいるということでしょうか。

松原出納事務局 計画どおりでございます。
次長

山田委員長 例えば、拠点化に伴って、大手とか名古屋市内の事業者が進出することで、地元事業者マイナスになることが懸念されますが、その点は現実にはどうですか。

平松調達課長 今おっしゃられました地元事業者の対策ですが、財務規則上は1つの契約額が3万円未満の場合には見積書が1通で済みますので、これを活用しまして実績のある事業者の方に発注しています。
また、3万円以上につきましては見積もり競争の形となりますので、2者以上の見積りによる契約となりますが、これについては地元の事業者又は実績のある事業者と近くの事業者を選びましてやっております。

山田委員長 地元の事業振興にも配慮しつつ、公正となる工夫をしているということですね。

前川委員 最終的に納品検査のやり方ですが、発注して品物が入るわけですが、民間企業の場合は専門知識のある者がすべての搬入された物について細かく検収が入るわけですが、具体的な検収のやり方はどうなのでしょうか。

平松調達課長 検収のやり方でございますが、調達拠点は3か所ございます。
それに先ほど次長が説明しました納品検査拠点が8か所ございまして、事業者の方がまいますので、職員がそこへ出向くわけですが、発注した書類に基づいて、メーカー、型番や数量についてきちんと確認しております。

山田委員長 いわゆる現品照合しているわけですね。

村松委員 この地方機関における物品の調達体制については、システムが大きく変わっているところですが、変わったことによって不適正経理の需用費における預け金等を防止する効果があるわけですが、今、報告をいただいた以上に現時点における運用状況についての評価というか、見直した成果があれば報告していただきたい。

山田委員長 県当局が想定していたのとは異なるような点はありますか。

平松調達課長 まず、金額の問題でございますけれども、一つには、例えば紙とかは単価契約で集中調達を行っております、その結果、競争原理が働き、値段的には金額が安くなっているものもあります。
逆に、検査拠点まで、かなり距離が遠くなることによる配送コスト増に

よりまして、値段が上がるという状況も一部には見られます。

それから、現状についてのお尋ねですが、制度の仕組みが大きく変わってまして、地方機関の職員、私ども調達課の職員、事業者の方につきましても、制度に慣れるまでに時間がかかっているということがございます。

引き続き、地方機関の職員に対しまして、事務処理の研修などをして指導するように考えています。

事業者の方に対しましても、配送の時間とかルートの調整に苦勞されていることも聞いておりますので、その都度、必要な対応をしたいと考えております。

山田委員長

両委員からも御質問がありまして、物品調達の地方拠点化が、7月1日からの運用開始後に試行錯誤されながら、金額がアップしないように対応されていること、経済情勢の範囲内での許容ですか、これが課題ですね。

とにかく大きくシステムを変えて、不正が入らないように経理適正化を実現するというところですが、そこではっきり言えば痛みを伴うことが出てきますが、調達業務に支障があっては問題で、この点について重点的に改善工夫を重ねていくという課題が残されたということですね。

平松調達課長

おっしゃるとおりでございまして、私ども、地方機関に対しては計画性をもって発注するよう指導しております。

これまでバラバラ出していた発注をなるべくまとめて、余分なコストが事業者にかからないよう指導しております。

山田委員長

バラバラ発注ではなく、発注計画を立てて調達されている。
それから事業者の方も決定する。

平松調達課長

計画的な発注をしまして、コストを下げるということです。

山田委員長

その点は、外部委員会のわれわれも非常に関心のあるところで、バラバラ発注が計画発注に変わっていくことについても非常に基本的なことですから、実りあるものにしていただきたい。

外部委員会としても関心をもって、お手伝いをするごととしたい。

山田委員長

続いて、職員にとって大変痛みを伴ったことでありますが、職員からの返還金について、メディアの報道によれば目標額を大変上回ったとのことですが、説明をお願いします。

平松総務課長

職員からの返還金の最終的な状況について、御報告申し上げます。

資料8ページでございます。

不適正な経理処理に係る職員からの返還金につきましては、経理適正化外部委員会から御助言をいただきまして、2月末から7月31日を最終期限といたしまして、退職者を含む全職員に広く協力依頼をいたしました。

その結果、資料の1にございますように、4億2,170万余円が返還がなされ、この金額はカック書のとおり、職員返還金管理事務局の指定口座に振り込まれた金額と預金利息、それから知事の返還額240万円の合計金額であります。

実際に返還すべき額2億5千万に対しまして、169%の返還率でありました。

右側の2でございまして、先ほどの副知事のあいさつにもございました

とおり、8月17日に県への納入を済ませております。

納入した金額は4億1,646万余円でございますが、カッコ書にございますとおり、4億2,170万余円から知事の返還額240万円、これは期末手当の減額措置がされておりますが、これを差し引き、さらに返還事務にかかった必要経費283万余円を差し引いたものでございます。

3の返還金に係る主な経緯でございますが、2月25日の第17回経理適正化外部委員会において全庁報告書案を御了承いただいた後、本日の会議までの主な経過をまとめたものでございます。

なお、この表の下から3行目でございますが、8月4日に、7月末における返還状況を記者クラブに速報で発表させていただいております。

このときの数字は、4億2,151万余円でございますが、今回の1の数字と18万円ほど差が出ておりますが、その内容は、返還利息の13万余円と、締切を過ぎて口座を閉じる前に、数万円の納付がありましたから、18万円ほどの差が生じたものでございます。

以上でございます。

山田委員長 この8ページにも記載がありますように、3の主な経緯の2月26日のところですが、返還はあくまでも職員に自主的に返還するよう要請したのですね。

一部メディアでは返還者が少ないのではないかとの報道もあったのどうかはありますが、ペーパーを配って依頼したのですね。

田中総務課主幹 職員それぞれに知事からの協力依頼文書を渡して依頼しました。OBにも同じような形で依頼しました。

山田委員長 あくまでも自主的な判断によるものであり、強制ではないということですね。

返還金の内訳に匿名というのもあるとのことですが、これはどういうものですか。

田中総務課主幹 中には自分の名前を出したくない方や、所属によっては募金箱といったものを設置して、自主的に投函したところもあり、そうしたものを匿名と整理しました。

山田委員長 預金口座に振り込まれたものと、募金箱的なものに自主的に投函されたという二つの方法で、募金箱でも良いということを周知していたのですね。

返還しないと不利益になるというのは、またおかしな話になってしまいますから、あくまでも職員一人ひとりの判断に任せたとのことですね。

前川委員 表では依頼者数に対する返還者数の割合が5割程度ということですが、返還金額は返還すべき額のほぼ2倍ということで、この返還金については、自主的に協力していただいた結果であるとの感想を持ちました。

村松委員 返還率が16.9%で納入率が50%という結果ですが、その結果の理由としては不適正経理に対する反省、高い意識ということだと考えておりまして、今後の改善策を充実させていくことを期待しております。

山田委員長 全職員を対象として知事から依頼し、強制をしたものではなく、また、応じなかったからといって不利益な扱いを受けるものではないということでもあります。

全職員に求めたのは、誰に求めるかを線引きすることが難しく、その合理的な根拠を見出し難いということがあり、私ども外部委員会も全職員を対象としたところであります。

そして、返還についてはそれぞれの職員の自主的な判断に任せることとしたわけです。

もう一つ付け加えると、なぜ全員に求めるのかというと、愛知県職員が総ざんげするという気持ちで今回のことを受け止めていただく必要があったということです。

今回の返還については、返還率が非常に高く驚いております。

私自身は、目標の120%程度の返還率になるかと思っており、また応じていただく方も1/3程度かと考えておりました。

新規職員であれば、なぜ先輩がやったことなのに、われわれが払わないといけないのか、入庁3年から5年の人を含めてそういった考えがあるのではないかと思っていました。

それがほぼ半分となったのは、ちょうど良い結果だと思いました。

これが2/3といった状況になっていたら、返還を強制したのではないかという逆の評価について懸念していました。

半分という数字は、メディアによって様々な評価があるかも知れませんが、妥当な結果、自然な結果だと私自身は思います。

私は部局間競争が起こるとまずいなと感じておりましたが、そういったことはなかったようです。

ところで、職員からは具体的に、なぜ返さないといけないのかといった反応はありましたか。

田中総務課主幹 なぜ返還しなければならないのかといった問合せがあり、自主的な返還であることと、県庁全体での総ざんげであることを説明し、協力をお願いしました。

山田委員長 総ざんげ的に全員に依頼し、誰々だけに返還を求めるといった線引きはせず、強制には当たらないといったことは守っていただけたと思います。
それから、8月17日の県への納入は一般会計に納入したのですか。

島田総務部長 一般会計に雑収入として納入いたしました。

山田委員長 それでは、今後9月から2月にかけて後半戦ということですが、そのスケジュールについて、説明をお願いします。

篠田監察室長 今後のスケジュールについて説明させていただきます。
配布資料の9ページ「平成21年度における経理適正化外部委員会のスケジュール（案）」をご覧ください。

まず、8月21日が本日の会議であります。

続いて9月上旬であります。先生方に地方機関の物品調達体制拠点化の現地調査をお願いしたいと考えております。

現地調査の内容といたしましては、物品の調達拠点において、納品検査がどのように実施されているかを実際に確認していただいた上で、物品を納品する納品先の地方機関へも移動していただき、最終検査の実施状況についてもご覧いただきたいと存じます。

続いて11月から12月の間で、改めて地方機関の現地調査を行っていただくとともに、改善・再発防止策の実施状況について御確認、御検証をお願いしたいと存じます。

そして、来年の2月上旬頃、最終的な不適正経理に係る改善・再発防止策の検証結果について取りまとめをいただきたいという案でございます。今後のスケジュールにつきましては以上です。

山田委員長 今後、改善策について工夫をしていくに当たっては、業者の方から意見を聞くことも必要だと思います。
何か具体的な提案があればどこまで受け入れられるか検討し、双方向でより良いものにしていきたいと考えます。
ローコストで良い品質の物が納入され、されにそれが業者いじめにならないようにしていくことが必要になってまいります。
もし業者の団体といったものがあれば、意見交換の機会を設けるといったことも考えていきたいと思っております。
われわれの目指すところは、より良いものを競争原理が働く中でよりローコストで調達することですが、それが、業者いじめになってはいけないということでもあります。

村松委員 いずれにしても、不適正経理に対する改善・再発防止策という観点と、それに伴って他に弊害が出ないようにしていただきたいと思っております。

山田委員長 それでは、予定しておりました内容については終了いたしました。その他いかがでしょうか。
では、特にないようですので、日程等につきましては、改めて調整させていただきます。
まだ時間がありますので、この後会場を移動し、出納事務局の調達課で、7月からの物品調達体制について視察を行いたいと思っております。
今日はどうもありがとうございました。

西村副知事 ありがとうございました。
本日は、抜き打ちの検査については12月までに100%、また、業者の声を聞くことという御意見をいただきましたので、真摯に受け止めまして改善してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。
ありがとうございました。

6 出納事務局調達課の視察

(1) 調達課からの説明

物品調達の拠点化及びオープンカウンタの流れについて説明した後、地方機関からの物品購入依頼から事業者への依頼までについて、財務システムを操作しながら説明。

(2) 主な発言内容

山田委員長 見積書の提出はどのように行うのですか。

大竹調達課主幹 FAXまたは郵送で提出されます。

山田委員長 FAXは裁判事例で文書扱いされていますから、FAXでも良いですね。

大竹調達課主幹 届いた見積書により、「発注書兼納品確認書」・「請求書」を作成して事業者に送付します。
事業者からは納品時にこの用紙を切り取って、地方機関へ「請求書」と納品書を添えて納品されます。

山田委員長 　　今後は、請求書と納品書がないといったことはなくなるわけですね。

前川委員 　　納品確認と検査は同じことを言うのですか。

大竹調達課主幹 　納品確認と検査は同じレベルとなります。

山田委員長 　　集約できるところは集約し、このシステムに落とし込めると良いですね。

前川委員 　　納品検査はどのように行っているのですか。

大竹調達課主幹 　「発注書兼納品確認書」・「請求書」に沿って、メーカー、型番、数量について確認します。

山田委員長 　　納品検査はここでも行っているのですか。

平松調達課長 　　先程、ここでも行っておりましたが、検証につきましては、次回の西三河物品グループでお願いいたします。